



茨人委第 64号

平成 21 年 5 月 15 日

茨城県議会議長 葉 梨 衛 殿

茨城県知事 橋 本 昌 殿

茨城県人事委員会

委員長 江橋 湖三郎

職員の期末手当等に関する報告及び勧告について

本委員会は、地方公務員法第 8 条及び第 14 条の規定に基づき、職員の期末手当等について別紙第 1 のとおり報告し、併せて、期末手当等の改定について別紙第 2 のとおり勧告します。

なお、人事院勧告に準じる理由は、次のとおりである。

- ・ 本県の民間の特別給は、従来から全国の民間の特別給の傾向とほぼ同様な傾向にあること。
- ・ 本県に所在する民間企業の本年の春闘妥結状況を見ても一時金は、昨年と比較して大幅に減少している傾向にあること。
- ・ 今回は、暫定措置であり、例年行っている職種別民間給与実態調査において、昨年冬期の一時金を含め調査を行い、改定の可否を秋に決定すること。

2 医療大学の学長の職にある職員の特別給の改正

国においては期末特別手当の支給対象者である指定職俸給表の適用を受ける職員の特別給について、勤務実績を反映させる仕組みを導入することから、本県においても同手当の支給対象者である医療大学の学長（以下「学長」という。）の職にある職員について人事院勧告の内容に準じて改正する必要があると考える。

別紙第 2 勸 告

本委員会は、報告に述べた見解に基づき、職員の給与に関する条例(昭和 27 年茨城県条例第 9 号)、一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成 15 年茨城県条例第 6 号)及び一般職の任期付研究員の採用等に関する条例(平成 13 年茨城県条例第 9 号)を次のとおり改正するよう勧告する。

なお、本委員会は、I の 4 の措置について、民間における特別給の支給状況を調査し、別途、勧告することとする。

I 平成 21 年 6 月に支給する期末手当、勤勉手当及び期末特別手当に関する特例措置に係る改正

- 1 平成 21 年 6 月に支給する期末手当及び勤勉手当の支給割合は、職員の給与に関する条例第 22 条第 2 項及び第 3 項並びに第 22 条の 4 第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める月数分とすること。
 - (1) (2)に掲げる職員以外の職員 1.25 月分(特定幹部職員にあつては、1.1 月分)及び 0.7 月分(特定幹部職員にあつては、0.85 月分)
 - (2) 再任用職員 0.7 月分(特定幹部職員にあつては、0.6 月分)及び 0.3 月分(特定幹部職員にあつては、0.4 月分)
- 2 平成 21 年 6 月に支給する学長の職にある職員の期末特別手当の支給割合は、職員の給与に関する条例第 22 条の 5 第 2 項及び第 3 項の規定にかかわらず、1.45 月分(再任用職員にあつては、0.75 月分)とすること。
- 3 平成 21 年 6 月に支給する地方公共団体の一般職の任期付職員の採用に関する法律(平成 14 年法律第 48 号)第 3 条第 1 項又は地方公共団体の一般職の任期付研究員の採用等に関する法律(平成 12 年法律第 51 号)第 3 条第 1 項の規定により任期を定めて採用された職員の期末手当の支給割合は、一般職の任期付職員の採用等に関する条例第 9 条第 2 項又は一般職の任期付研究員の採用等に関する条例第 6 条第 2 項の規定により読み替えて適用する職員の給与に関する条例第 22 条第 2 項の規定にかかわらず、1.45 月分とすること。
- 4 本来平成 21 年 6 月に支給すべきものとして職員の給与に関する条例に定められている期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合と 1、2 及び 3 による期末手当、勤勉手当及び期末特別手当の支給割合との差に相当する

支給割合の期末手当，勤勉手当及び期末特別手当の取扱いについて，必要な措置を講ずること。

II 学長の職にある職員の特別給の改正

- 1 学長の職にある職員に対し，期末手当及び勤勉手当を支給すること。
- 2 6月及び12月に支給される期末手当の支給割合をそれぞれ0.75月分及び0.9月分（再任用職員にあっては，それぞれ0.4月分及び0.5月分）とすること。
- 3 学長の職にある職員に対して支給する勤勉手当の総額は，各任命権者に所属する当該職員の勤勉手当基礎額に100分の85（再任用職員にあっては，100分の45）を乗じて得た額の総額を超えてはならないこと。
- 4 期末特別手当は廃止すること。

III 改定の実施時期

- Iの改定は，この勧告を実施するための条例の公布の日から実施すること。
- IIの改定は，速やかに実施すること。